

◇ 天野和夫賞 ◇

天野和夫賞

第13回受賞者および選考理由

1. 天野和夫賞の趣旨

本賞は、法哲学者としても活躍された立命館大学元総長・学長、故天野和夫先生のご令室・天野芳子様のご寄付に基づき、立命館大学大学院法学研究科において優れた研究成果を出して学位を取得した大学院修了生、ならびに法の基礎理論研究の成果によって学問の発展に多大な寄与をしたと認められる、主として若手の研究者を表彰し、その研究を奨励することを目的とする。

2. 本賞の区分

- (1) 天野和夫研究奨励金規程（以下、規程）第3条1項1号の該当者
「卓越した研究成果をもって本学大学院法学研究科において課程博士の学位を取得した者」
- (2) 規程第3条1項2号の該当者
「特に優れた成績をもって本学大学院法学研究科において修士の学位を取得した者」
- (3) 規程第3条2項の該当者
「法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した者」

3. 第13回天野和夫賞選考の経過

2015年度については、規程第6条に基づき、小松浩・本学法学部教授（法学研究科長）を委員長とし、田中成明・京都大学名誉教授（法哲学専攻）、高橋直人・本学法学部教授（法史学専攻）、平野仁彦・本学法学部教

授（法哲学専攻）、渡辺千原・本学法学部教授（法社会学専攻）、宮脇正晴・本学法学部教授（法学研究科大学院担当副学部長）、山下範久・本学法学部副部長を委員として天野和夫賞選考委員会が組織された。選考委員会は、2015年9月14日に開催され、選考の結果、以下のように決定した。

4. 第13回天野和夫賞受賞者とその選考理由

(1) 規程第3条1項1号該当者

徐 文海 氏

最終学歴：2014年9月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程修了

専攻分野：民事法

学 位：博士（法学）立命館大学

博士論文：「訴訟と調停の連携 ——日中比較を通じて——」

【選考理由】

本論文は、中国と日本両国の調停制度の沿革とその社会的背景をたどった上で、今日的な課題として、訴訟と調停の連携について検討、比較分析し、裁判を受ける権利という角度から、調停を訴訟と同じように裁判であると位置づけるものである。

中国の調停制度の沿革について、社会主義法制以前の伝統が法制後も、司法制度の不備を補い、紛争解決の面から社会的安定と法治主義の浸透という教育的役割を果たしたことを指摘している点、現代の立法として人民調停法による人民調停制度の活性化、新民事訴訟法による体系的整備（先行調停、委託調停、訴訟外調停合意書の司法確認）の内容と理論的課題を的確に整理している点で、日本における中国法理解を一層深めることに寄与している。

また本論文では、「裁判」について、裁判所を利用して紛争を解決することと広く捉え、訴訟が司法的紛争解決手続の核心であることを前提とし

て認めつつ、調停も裁判の1つであり、訴訟が対応できない紛争類型に対応する役割があり、訴訟と対等な関係にあり、当事者は訴訟か調停かについて、司法的紛争解決手続の選択権を有すべきであるとする。しかし、裁判という司法的紛争解決手続に進んだ後では、裁判官は、紛争を総合的に判断し、調停に付するか、訴訟に付するかについて判断する権限があるとす。調停裁判説に立ち、調停の既判力についても制限的肯定説に立つのは、こうした理解があるからである。調停の本質について、再検討、見直しを迫る点でも高く評価することができる。

日本における付調停の現状と付調停に付する紛争類型の提案、地代借賃増減請求事件が調停前置主義をとった背景の分析から、調停前置の必要性和当事者の訴訟を受ける権利の確保のバランス論、家事調停について、調停前置主義、別席調停という現状への批判、家事事件手続法と紛争実態を踏まえた提案、当事者の任意履行の促進および子の福祉の考慮のため、調査官の調査と調整機能がいっそう活用され、調査官、調停委員、裁判官の連携がより重視されるべきことへの方向性など、司法的紛争解決手続の多様性及び合理性の視点から指摘しており、最新の情報にも言及した、一貫性のある論述として、高く評価することができる。

以上のことから、天野賞を受賞するにふさわしい優れた研究として選考する次第である。

(2) 規程第3条1項2号該当者

片保涼介氏

最終学歴：2015年3月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程前期課程修了

専攻分野：基礎法

学 位：修士（法学）立命館大学

修士論文：「近世日本の刑事法における高齢者 ——明律の影響——」

【選考理由】

片保涼介氏の論文は、近年注目されている近世の高齢者問題のなかで研究が手薄であった刑事法の分野に注目し、刑法典のなかの高齢者に対する特別規定の制定理由について独創的な見解を打ち出したものである。近世のいくつかの藩刑法典に見られる「高齢者の刑事責任減免規定」は、中国の明律の模倣に過ぎないとするのが従来の法史学界の有力な説であった。本論文は、各種の古文書や文献を手掛かりにして、この説と正面から切り結び、高齢者に対する特別規定の制定に積極的意義を認める自説を展開するとともに、江戸幕府刑法典がこの種の規定を導入しなかったことについても独自の見解をうちだしている。本論文は、従来の法史学研究に一石を投ずるものであり、修士論文としては出色のできばえである。天野賞の受賞にふさわしいものであると判断する。

(3) 規程第3条2項該当者

小沢 奈々 氏

最終学歴：2012年3月 慶應義塾大学大学院法学研究科博士後期課程
(民事法学専攻) 単位取得満期退学

*日本学術振興会特別研究員を経て、2015年4月より横浜国立大学教
育人間科学部専任講師

専門分野：法史学

学 位：博士（法学） 慶應義塾大学（2013年7月）

著 書：『大正期日本法学とスイス法』慶應義塾大学出版会（2015年）

【選考理由】

明治民法典の成立以降、日本の主要な法典編纂が一応の完成をみた明治30年代以降から大正期にかけ、日本の近代法（学）は、特に外国法の参酌の方法において大きな転換点を迎える。この時期に「なぜ日本においてスイス法学への関心が高まったのか、その関心は具体的にどのような過程を

経て生じたのか、またそうした関心の高まりの中で、スイス法は日本にどのような影響を与えたのかを考究すること」を本書は考察対象とする。

著者は「人物史的研究」および「学説史的研究」の双方の観点から考察を進めていく。前者にかかわる本書の第一編では、「日本におけるスイス法研究の端緒となるべき人物」ルイ・アドルフ・ブリデルと「スイス民法の存在の有効性を力説した人物」穂積重遠に光を当てながら、スイス法とりわけスイス民法典が日本に知られるに至った経緯を辿る。続いて学説史の観点からの第二編においては、裁判の準則としての「条理」に関する学説上の理解の変遷を具体的素材としつつ、大正期に生じた新たな学問的潮流に対するスイス法の関わり方・影響のあり方について論ずる。裁判官の法創造を承認し社会の変化と法文との乖離を埋めていこうとする問題意識からスイス民法典第1条第2項と裁判事務心得第3条とを結びつけ、「条理」を位置づける新たな考え方を提唱したのが、穂積重遠であるということを示している。

第一編の人物史的研究と第二編の学説史的研究とを、キーパーソンとしての穂積重遠に関する考察を通じて巧みに交錯させながら議論を進め、著者は結論に至る。著者は「明治民法典の成立以降の日本が、立法に関して外国法に依存していた状況から自ら国家法体制を備える段階へと移行した時期に、スイス法は我が国の法学界に新たな契機を促す存在として現れた」とする。すなわち、ドイツ法の影響が圧倒的であった中、「ドイツ的な学説継受の限界に対し、新たな法学方法論——日本社会の現実を見つめ、外国起源の法的思惟を相対化しつつ『日本的』価値観に基づいて解決を図る方法——が自覚的に模索されざるを得なくなった時、極めて有益な法素材として日本の法学者の目に映じたのがスイス法であった」のである。

近代日本における西洋法（学）の継受に関し、これまで主としてドイツやフランスの影響に重点を置いた先行研究が積み重ねられてきた中で、スイス法の影響とその意義の大きさに注目させる本書は、西洋法（学）の継

受をいっそう多面的に描き出していくことにつながる独創的な成果である。本格的な日本近代法史研究であると同時に、ドイツ語およびフランス語の史料を中心に手書きの書簡にまでさかのぼってブリデルと穂積ら日本の法学者との交流の実像を跡づけていく手法は、比較法史研究としての水準の高さや、その基礎にある著者の高度な語学力・史料読解能力を示している。また第二編の「条理」に関する考察は、法の基礎理論とその歴史という観点からみて興味深い内容であり、法史学と法解釈学とを架橋する学際性の高さも備えている。以上をふまえ、本書は内容および水準のいずれにおいても天野賞に相応しい作品であるというのが選考委員会の一致した評価である。

5. 天野和夫賞授与式

2015年11月16日、本賞の受賞者出席のもと、宮井雅明・本学法学部長の司会により「天野和夫賞第13回授与式」が開催された。吉田美喜夫・本学総長より賞状ならびに副賞の授与が行われ、天野芳子様よりご祝辞をいただくとともに、小松浩・選考委員長より選考理由の報告が行われた。授与式は、関係各位の出席を得て、晴れやかに行われた。